

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉保護系の動作につながる主蒸気配管の流量指示計の一部に動作不良が認められたため、「運転上の制限」からの逸脱および復帰を宣言および対応検討	A s	12月27日公表済 (PDF96KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計器設定に関する確認において、水素ガス供給系の水素減圧弁上部温度スイッチの計器仕様表記載の製造者名に誤記が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	計器設定に関する確認において、水素ガス供給系の水素濃度計の計器仕様表記載の警報設定値に誤記が認められたため、対応検討	C	
3	1号機	計器設定に関する確認において、酸素ガス供給系の液体酸素タンク液面計の計器仕様表記載の計器番号に誤記が認められたため、対応検討	C	
4	1号機	原子炉停止時冷却ポンプ（B）入口圧力計装配管のエアー溜まりによる圧力計の指示不良が認められたため、当該配管を点検・修理（エアー抜き）	D	
5	2号機	主発電機タービン側ターミナルBOX内高圧ブッシング（U相）の通気管に一部破損が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	メタクラ2B-4の昇降装置において、駆動カップリング連結部の摩耗による動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	非常用ディーゼル発電機（2B）において、潤滑油フィルタのボルトねじ込み部に油のにじみが認められたため、対応検討	C	
8	2号機	メタクラ2B-7において、扉の開閉動作不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
9	2号機	タービン建屋2階逃し安全弁蒸気試験室火災報知器において、誤作動による警報の頻発が認められたため、当該火災報知器を点検・修理	D	
10	2号機	高圧注水ポンプ室南側配管貫通部において、ドレン受排水配管の詰まりにより、ドレン受から地下水（雨水）の滴下が認められたため、当該排水配管を点検・清掃	D	
11	3号機	トラス水移送配管屋外トレンチ（2号機側）において、壁の亀裂部より湧き水（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	硫酸第一鉄注入装置メインタンク薬品シュータ点検用架台に腐食が認められたため、当該架台を点検・修理	D	
13	5号機	格納容器雰囲気モニタ「機器異常」警報の発生に伴う監視ユニット確認時、「監視ユニット（B）重大故障」「サンプルガス圧力異常」警報の発生が認められたため、対応検討	D	
14	5号機	キャスク除染場加熱蒸気入口弁において、グランド部及びヨークに腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	5・6号機電気品室空調機（B）用電動機の点検時、シャフトジャーナル部に管理値を超える摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
16	6号機	5・6号機電気品室空調機（B）用電動機の点検時、ロータシャフト部に打痕が認められたため、当該部を修理	D	
17	6号機	5・6号機電気品室空調機（B）用電動機の点検時、プーリーキー溝とキー仕様に相違が認められたため、キーを取替えおよび対応検討	D	
18	6号機	純水移送ポンプ（B）において、油補給器内の潤滑油に劣化による気泡の発生が認められたため、潤滑油を交換	D	
19	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器淡水出口配管ドレン弁において、シートパス（鉛筆芯1本）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ用シール水ポンプ（B）において、メカリーク（1滴／3～15秒）が認められたため、当該部を点検及び対応検討	D	
21	集中環境施設	純水供給系純水ドレン弁において、腐食による開閉動作不能が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	集中環境施設	補助ボイラ室及びポンベ室において、「酸素濃度低」の誤警報の発生が認められたため、当該酸素濃度計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで